

## 史料紹介

### 森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(2)

— 芦田小委員会と森戸辰男 —

#### はじめに

昭和三十三年(一九五八年)二月一九日、内閣総理大臣官邸で行われた憲法調査会第一〇回総会で、参考人として呼ばれていた森戸辰男は、

(前略) 私は日本国憲法の内容をいたしております思想の骨子が当時底流として日本に強く存在しておつた、相当に存在しておつたということを示すものでございまして、この意味では全く思わないものが外国から押しつけられたということは間違いであるように思われるのであります。同時に、また他面から考えますと、これはかような考えは、当時の表面的には少数者の考えであつたのではないかということが思われるのでございますし、また、新しい憲法、ことにその草案の成立過程においては、内容とは別に成立過程におきましては、当時の特殊な国際的な、あるいは国内的の事情も考えまして、司令部から強く押しつけられた形があるという事情もまた同時に認めなければならぬのではないかと思うのでございます(後略)<sup>1</sup>。

小池 聖 一

と述べた。

森戸の発言には、「護憲」「改憲」両派の要素を共に有しているのである。<sup>2</sup>

前史料紹介(森戸辰男関係文書のなかの日本国憲法(史料紹介)(2))『広島大学文書館紀要』第九号、平成一九年三月』『広島大学文書館』において、「底流」の成果である憲法研究会による憲法草案要綱の制定過程について広島大学文書館所蔵森戸辰男関係文書をもって紹介した。そこで続編に相当する本稿では、衆議院帝國議会改正委員小委員会(芦田小委員会)における日本側関与の実態を、森戸辰男を通じて明らかにする。

#### 1. 社会党による憲法草案修正案策定過程

憲法研究会の憲法草案要綱が公表されてから四九日後の昭和二二年(一九四七年)二月二三日、GHQ草案が吉田外相等に手交された。

このGHQ草案を政府は閣議で二月二二日、受入れを決定し、日本案

として三月六日、憲法改正草案要綱が発表された。

この憲法改正草案要綱に対して、森戸辰男も関与していた社会党内の憲法改正案特別委員会でも以下のような修正意見が討議された。

帝國憲法改正草案（表紙に「森戸」との鉛筆書にてのサインあり）。

### 日本国憲法

日本国民は、國會（黒ペン書）における正當に選舉された（挿入）前記口で代表者（挿入）を（挿入）通じて、裁ゆ（挿入）（自身）と子孫のために、諸國民との（挿入）（間に）（挿入）平和的協力を成立させ、日本國全土（加筆）にわたつて自由の權（挿入）を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍（挿入）が發生（挿入）しないやうにすることを決意し、ここに國民の總意が至高なるものであることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高な信託によるものであり、その權威は國民に由来し、その權力は國民の代表者がこれを行ひ、その利益（挿入）は國民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基づくものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を（挿入）廢止する。

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を自覚するものであつて、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようと決意した。我らは、平和を維持し、專制と隷従と壓迫と偏狭酷使（挿入）と窮乏（挿入）之地

上（挿入）から永遠に拂拭（挿入）するために目論（挿入）まれた國際団体に参加してしよ

うと努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての（挿入）（全世界）の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放（挿入）され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我らは、いづれの國家も、自國のことにみに専念して他國を無視してはならぬのであつて、政府道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸（挿入）け、全力をあげてこの高遠な主義（挿入）と目的を達成することを誓ふ。

### 第一章 天皇

第一条 主權は國民に在る

第一条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この位は、主權（挿入）の存（挿入）する日本國民の至高の總意（挿入）に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三条 天皇の國務（挿入）に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める國務（挿入）その他の國ゆみを行ひ、政治に關する權能を有しない。

第五條 皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその權能を行ふ。この場合には、前條第一項の規定を準用する。

我らは、平和を維持し、專制と隷従と壓迫と偏狭酷使（挿入）と窮乏（挿入）之地

(欄外記入5)

第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

天皇は内閣總理大臣の指名に基いて最高裁判所長官を任命する

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國務を行ふ。

（加筆黒ペン書）

✓ 一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。

（加筆黒ペン書）  
✓ 二 國會を召集すること。

（加筆黒ペン書）  
✓ 三 衆議院を解散すること。

（加筆黒ペン書）  
✓ 四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに

全權委任状及び大使及び公使の信任状を認證すること。

（加筆黒ペン書）  
○ 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認證すること。

（加筆黒ペン書）  
○ 七 榮典を授与すること。

（加筆黒ペン書）  
○ 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。

（加筆黒ペン書）  
○ 九 外國の大使及び公使を接受すること。

（加筆黒ペン書）  
○ 十 儀式を行ふこと。

第八條 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜與することは、國會の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の抛棄

（加筆赤ペン書）  
✓ 第九條 日本國民は國の主權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他國との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。

（挿入）（黒ペン書）  
前項の目的を達するため

陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。國の交戦權は、これを認めない。

第三章 國民の權利及び義務

（加筆赤ペン書）（挿入）（黒ペン書）  
✓ 日本國民たるの要件はこれを法律で定める

第十條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び将来の國民に與へられる。

第十一條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならぬのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（黒ペン書）  
○ 第十二條 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十三條 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を蒙りない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勲章その他の榮典の授与は、いかなる特權も伴はない。

榮典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十四條 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有

の権利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十五條 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十六條 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十七條 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第十八條 信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(欄外記入7) (欄外記入8)

第十九條 集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵しては

ならない。

第二十條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。

第二十一條 學問の自由は、これを保障する。

第二十二條 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(欄外記入9)

配偶者の選択、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の權威と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十三條 法律は、すべての生活部面について、社會の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない。

第二十四條 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。

すべて國民は、法律の定めるところにより、児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

第二十五條 すべて國民は、勤勞の權利を有する。賃金、就業時間休息の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。

(欄外記入10)

(欄外記入)(欄外記入1)

第二十六條 勤労者の団結する権利及び団體交渉その他の団體行動をする権利は、これを保障する。

○第二十七條 財産權は、これを侵してはならない。  
財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることが出来る。

第二十八條 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第二十九條 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十條 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十一條 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければならない。又、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十二條 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十條の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十三條 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十四條 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての證人に對して審問する機會を充分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手続により證人を求める権利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することが出来る。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第三十五條 何人も、自己に不利な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫によるの自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることができない。何人も、自己に不利な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十六條 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(欄外記入13)

#### 第四章 國會

第三十七條 國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機

關である。

第三十八條 國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。

第三十九條 兩議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。

兩議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十條 兩議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分又は門地(種人、黒、色)教育、財産又は收入によつて差別してはならない。

第四十一條 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十二條 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十三條 選舉区、投票の方法その他兩議院の議員の選舉に關する事項は、法律でこれを定める。

第四十四條 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十五條 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歳費を受ける。

第四十六條 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、會期中これを釈放しなければならない。

第四十七條 兩議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第四十八條 國會の常會は、毎年一回これを召集する。

第四十九條 内閣は、國會の臨時會の召集を決定することができる。いづれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十條 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の總選舉を行ひ、その選舉の日から三十日以内に、國會を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、參議院は、同時に閉會となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、參議院の緊急集會を求めることができる。

前項但書の緊急集會において採られた措置は、臨時のものであつて、次の國會開會の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十一條 兩議院は、各々その議員の選舉又は資格に關する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十二條 兩議院は、各々その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十三條 兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密會を開くことができる。

両議院は、各々その會議の記録を保存し、秘密會の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議録に記載しなければならない。

第五十四條 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

両議院は、各々その會議その他の手続及び内部の規律に關する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができ。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十五條 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、參議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

參議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、參議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第五十六條 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。予算について、參議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は參議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、國會休會中の期間除いて四十日以内に、議決しないときは、

衆議院の議決を國會の議決とする。

第五十七條 條約の締結に必要な國會の承認については、前條第二項の規定を準用する。

第五十八條 両議院は、各々國務に關する調査<sup>政(赤鉛筆書)</sup>を行ひ、これに關して證人の出頭及び證言並びに記録の提出を要求することができる。

第五十九條 内閣總理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとかかはらず、何時でも議案について發言するため議院に出席することができる。又、答辯又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十條 國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

弾劾に關する事項は、法律でこれを定める。

#### 第五章 内閣

第六十一條 行政權は、内閣に属する。

第六十二條 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を負ふ。

第六十三條 内閣總理大臣は、國會の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を

除いて<sup>(承知筆意)</sup>三十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第六十四條 内閣總理大臣は、國會の承認により、國務大臣を任命する。この承認については、前條第二項の規定を準用する。

内閣總理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十五條 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されな限り、總辭職をしなければならない。

第六十六條 内閣總理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員總選舉の後に初めて國會の召集があつたときは、内閣は、總辭職をしなければならない。

第六十七條 前二條の場合には、内閣は、あらたに内閣總理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第六十八條 内閣總理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第六十九條 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、國務を總理すること。

二 外交關係を処理すること。

三 條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、

國會の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。

五 予算を作成して國會に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十條 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣總理大臣が連署することを必要とする。

第七十一條 國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の權利は、害されない。

#### 第六章 司法

七十二條 すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機關は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ獨立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

七十三條 最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に關する事項について、規則を定める權限を有する。

檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める權限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十四條 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機關がこれを行ふことはできない。

第七十五條 最高裁判所は、法律の定める員数の裁判官でこれを構成し、その裁判官は、すべて内閣でこれを任命し、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際國民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に關する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。

この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第七十六條 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができ。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。

この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第七十七條 最高裁判所は、(挿入)下記開かれた部分を挿入。最終審裁判所である。

最高裁判所は、(開きは鉛筆書)一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する。

第七十八條 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、對審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に關する犯罪又はこの憲法第三章で保障する國民の權利が問題となつてゐる事件の對審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第七十九條 國の財政を処理する権限は、國會の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十條 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

第八十一條 國費を支出し、又は國が債務を負担するには、國會の議決に基くことを必要とする。

(欄外記入14)

第八十二條 内閣は、毎會計年度の予算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十三條 予見し難い予算の不足に充てるため、國會の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

すべて予備費の支出については、内閣は、事後に國會の承諾を得なければならない。

第八十四條 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に属する。

(欄外記入15)

(<sup>種入</sup>) (皇室財産から生ずる収益は、すべて國庫の収入とし) (<sup>種入</sup>) 法律の定める皇室の支出は、予算に計上して國會の議決を経なければならぬ。

第八十五條 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第八十六條 國の収入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。

會計検査院の組織及び權限は、法律でこれを定める。

第八十七條 内閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政狀況について報告しなければならない。

#### 第八章 地方自治

第八十八條 地方公共團體の組織及び運営に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第八十九條 地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置する。

地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共團體の住民が、直接これを選擧する。

第九十條 地方公共團體は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する權能を有し、法律の範圍内で條例を制定することができる。

第九十一條 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。

#### 第九章 改正

第九十二條 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選舉の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれを公布する。

#### 第十章 最高法規

第九十三條 この憲法が日本國民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の權利として信託されたものである。

第九十四條 この憲法並びにこれに基いて制定された法律及び條約は、國の最高法規として、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

(<sup>加筆</sup>黒) <sup>書</sup> 第九十五條 天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

(欄外記入16)

(欄外記入16)

第十一章 補則

第九十六條 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を經過した日から、これを施行する。

この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び國會召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第九十七條 この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位にある者については、その地位は、その生存中に限り、これを認める。

但し、将来、華族その他の貴族たることにより、いかなる政治的權力も有しない。

第九十八條 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會としての権限を行ふ。

第九十九條 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第一百條 この憲法施行の際現に在職する國務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。<sup>3)</sup>

(欄外記入1) 「留保」と黒ペン書にて書き込みあり。

(欄外記入2) 「質問」と黒ペン書にて書き込みあり。

(欄外記入3) 「留保」と赤鉛筆書にて書き込みあり。

(欄外記入4) 「留保」と赤鉛筆書にて書き込みあり。

(欄外記入5) 「留保」と赤鉛筆書にて書き込みあり。

(欄外記入6) 「田原君 水平社問題」と黒ペン書にて書き込みあり。

(欄外記入7) 「✓何人も公務員の不法行為により損害を受けた時は、法律の定めるところにより、国又は公共団体の賠償を求めることができる。」「✓」の赤鉛筆書にての印、以下は、青鉛筆書にて書き込みあり。

(欄外記入8) 「□□、一宗一派に偏する宗教教育及宗教活動をなしてはならない」

(欄外記入9) 「母性の問題 武田キヨ女史」(黒ペン書)

(欄外記入10) 「妨げない。」(黒ペン書)

(欄外記入11) 「留保」と黒ペン書赤鉛筆書囲みにて書き込みあり。

(欄外記入12) 「(但) 私有財産ハコレヲ公共ノタメニ用ユルコトガデキル、コノ場合ニハ法律ノ定メルトコロニヨリ補償セネバナラヌ」「私有財産ハ法律ノ定メルトコロニヨリ之ヲ公共ノタメニ用イルコトガデキル」と黒ペン書にて書き込みあり。

(欄外記入13) 「何人も拘留及拘禁され後無罪の裁判を受けた時は、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」と青鉛筆書にて書き込みあり。

(欄外記入14) 「世襲財産及びそれより生ずる収益はすべて国に属する。」

(欄外記入15) 「留保」と赤鉛筆書、「N」赤鉛筆書、「反対、」と黒ペン書との書き込みあり。

(欄外記入16) 「日本が締結又は加入した条約、日本の参加した国際機関の決定

及び一般に承認された国際法規は立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(欄外記入17)「削除」と赤鉛筆書での書き込みあり。

## 2. 第九〇回帝国議会における憲法改正問題と森戸

### (一) 第九〇回帝国議会本会議における憲法改正問題

第二二回総選挙で当選して日本社会党代議士となった森戸辰男は、昭和二十二年(一九四六年)六月二十七日の本会議で質問に立った。

質問の要点は、第一に、森戸は、草案審議にあたり、修正として考えるのか、新たな新憲法制定として考えるのか、と質問。第二に、吉田茂内閣が草案作成にあたって国民の意思を反映する努力を行なったか、第三に、審議機関としての貴族院の妥当性に対する疑義を明らかにするとともに、華族制度の廃止を提案した。第四に、社会党の主張として、草案にある民主主義と平和主義に加えて社会主義の生成という点を考慮し、社会的・文化的人権を加味すべきであるとした。第五として国会を無休とし、第六として象徴天皇制について賛意をしめしながら質問を行なった。そして、最後に、天皇制と民主主義との平和的結合の重要性を指摘したのであった。<sup>4)</sup>

広島大学文書館所蔵森戸辰男関係文書では、この本会議質問の草稿が所収されている。その全文は、以下のようなものである。

今日の我国は神武建国、大化改新、明治維新に比すべき、或は

ヨリ重大な変革期であり、新国家建設の時である。

かかる新国家建設の根基を定めその方向を示さうとする憲法の改正は実に此上なく重大である。それゆえ、此度の改正はその草案そのものにおいてはもちろん、その作成、審議機関・方法においても、充分この重大性に即するものでなければならぬ。この観点より本員は次の論点につき政府の所信を資したい。

一、本改正案は憲法七十二条にもとづいて本院に提出されたものであるが、ポツダム宣言にいふ「自由に表明せられた国民の意志による決定」との関係如何

二、政府は敗戦とそれに続く国民生活危機のため、国民の思考の余裕の少い時期に、永久性ある憲法を制定することを適当と考へるか

三、政府は本原案の作成にあたって国民の意思を反映するため如何なる積極的努力をなしたか

四、政府は政府自身及び本議会をもつて憲法改正を担当する適任者と考えてゐるか

五、政府この激しい変革の時代の唯中で、永久性のある憲法を制定することが可能と思ふか。敢て制定するとすれば、その性格は綱領的なものとなると思ふが、政府はどう考へるか

六、新憲法が綱領的性格を具備する場合、それは変革の方向を明示しなければならぬ。この変革の方向を政府はどうみるか。

七、新憲法の眼目たる国家基本権の規定において政治的人権宣言に比し、社会的・文化的人権宣言の部分が甚だ薄弱であると思ふ

が、政府はどう考へるか。

八、経済生活における発展傾向にかんがみ、政府は財産権の公共性を明確にすると共に、生活権の確立を規定すべきではなかつたか。

九、政府は天皇に関して用ひられてゐる「象徴」の語を如何に解釈するか。

十、政府は本改正憲法制定後、少くとも十年後において理想的な民主主義的方法により、理想的な民主憲法を制定する旨の規定を新憲法に投入する意志はないか。<sup>(5)</sup>

憲法改正作業は、本会議を経て七二名よりなる特別委員会の審査に付託され、自由党芦田均委員長のもと七月一日より審議が開始された。<sup>(6)</sup> その際、問題となつたのは、議会における修正権の範囲であつた。金森徳次郎国務大臣（憲法担当）は、ポツダム宣言に発する大目的に關しては修正ができず、字句などの修正にとどまるものとの意見を明らかにしたのであつた。特別委員会においても各条をめぐる修正意見等が応酬されたが、具体的に修正意見等をまとめるため小委員会が設置されることとなり、七月二五日の第一回会合より、八月二〇日の最終回まで、一四回の会合がもたれた。小委員会は、委員長芦田均を含め、一四名により構成され、日本社会党を代表して鈴木義男・西尾末広とともに、委員として森戸も審議に参加した。

## (二) 芦田小委員会の経緯

(一) 七月二五日 各党修正案の提示<sup>①</sup>

議事は、懇談会形式で行い、経過については芦田委員長よりコミニケを發表することとなり、自由党、社会党・新政会の修正案の説明が行なわれた。

森戸辰男関係文書にも、上記、各党の修正案が所収されている。このうち、自由党修正案では、下記の「日本国憲法草案 前文修正(案)」および「憲法草案修正箇所(案)」を所収している。

### 日本国憲法草案全文修正(案)

日本国民は正当に選挙された国會議員を通じて行動<sup>(訂正加筆する)</sup>し、<sup>(訂正加筆する)</sup>現在及び将来のために、諸国民との平和的協力の成果と、日本国全土にわたる自由の惠澤とを確保し、政府の行動によつて再び戦争の惨禍を発生させまいと決意し、こゝに主権が国民の総意<sup>(訂正)</sup>が至高なものであることを宣言し、この憲法を確定する。〴〵<sup>(訂正)</sup>そもそも国政は、国民の崇高な信託によるものであり、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その便益は国民がこれを享受するものであることは人類普遍の原理であつて、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法<sup>(原理)</sup>に反する一切の憲法法令<sup>(挿入)</sup>の詔勅はこれを廢止<sup>(挿入)</sup>する。

日本国民は、常に平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠な理想を深く自覚するものであつて、我等の安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決

意した。我等は平和を維持し、専制と隷従、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しようとする。我等は、すべての国の国民がひとしく恐怖も欠乏もなく、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

我等は、いづれの国家も、自国のことのみに専念してはならぬのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自国の独立を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉に懸け、全力をあげてこの高遠な原理と目的を達成することを誓ふ。<sup>7)</sup>

#### 憲法草案修正箇所(案)

#### 第二章

戦争の「抛棄」ヲ「否認」ト改ム

#### 第三章

第十條ノ前ニ「国民たるの要件は法律を以てこれを定む」ノ一箇條ヲ挿入

第十三條「差別を受けない」ヲ「差別待遇を受けない」ト改ム

第十四條「全体の奉仕者」ヲ「全体への奉仕者」ニ「一部の奉仕者」ヲ「一部への奉仕者」ト改ム

第廿八條ヲ次ニ「日本国民は法律の定める處により納税の義務を有する」ノ一箇條ヲ挿入

第廿五條「脅迫の下での」ヲ「脅迫による」ト改ム

第廿六條ノ次ニ「何人も、公務員の不法行為による損害に關し賠償を求むる権利を有する」ノ一箇條を挿入

第五十五條「六十日」ヲ「二十日」ニ改ム

第五十六條「四十日」ヲ「二十日」ニ改ム

第五十八條「國務」ヲ「国政」ニ改ム

第六十三條「二十日」ヲ「十日」ニ改ム

第八十四條「皇室財産から生ずる収益はすべて国庫の収入とし」ヲ削ル

第九十四條「並びにこれに基いて制定された法律及條約」ヲ削ル

※以下、黒ペン書にて加筆

第九十七條 削除

第二十二條 個人の「權威」は「尊嚴」

第四條 その他の国政

「その権能」「前項の國務」

第九條「国の主權」「国權」の発動たる<sup>8)</sup>

また、社会党修正案としては次の文書を所収している。

社会党憲法改正特別委員会「社会党の憲法改正草案修正意見」の「草案第一章 天皇」の途中までが欠落している。欠落部分は次のとおり。

社会党の憲法改正草案修正意見

社会党憲法改正特別委員会

一、前文の簡潔化、字句の修正

草案第一章 天皇

草案第二条第二項に「即位に際しては国会の承認を経ることを要する」を加ふ。

同第三項に「退位並に讓位に付ても国会の承認を経ることを要する」を加ふ。

同第五条第二項に「摂政の就任は国会の議決を経ることを要する」を加ふ。

同第七条中<sup>9)</sup>

下記の部分から広島大学文書館では、所収している。

第一号は「憲法改正法律、政令を認證する<sup>（次カ）</sup>□と。」と改む

第二号「国会を召集すること」は削除。

第三号「衆議院を解散すること」は削除。

第四号「国會議員の總選挙の施行を公示すること」は削除。

第五号中を「内閣總理大臣及び憲法法律の定める官吏の任

免・・・・」と改む

第二章 戦争の抛棄

草案第九條の前に一條を設け、「日本國は平和を愛好し、國際信義を重んずることを国是とする」趣旨の規定を挿入。

第九條と共に之を總則に移すも可。

第三章 國民の權利及び義務

草案の規定して居る國民の權利義務は概ね次の如きものである。

一〇 基本權の宣言（九三、最高法規宣言参照） 一一、自由と權利確保規定 一二、個 人ノ尊嚴、生命自由幸福追求の權利 尊重、一三、平等の原則、榮典特權不伴の原則、一四、公務員選任の權利、一五、請願の權利、一六、奴隸的拘束、苦役の禁止、一七、思想の自由、一八、信教の自由、一九、集會結社言論出版通信の自由、二〇、居住、移転、職業の自由、国籍離脱の自由、二一、學問の自由、二二、婚姻に於ける男女の平等、两性の法律上の平等、二三、社會の福祉、生活保障、公衆衛生の向上の立法原則、二四、教育を受くるの權利義務、二五、勤勞の權利、二六、勤勞者団結及団体交渉權の保證、二七、財産權の尊重、二八、罪刑法定主義、二九、裁判を受くるの權利、三〇、人身安全保障、三一、自己防禦の權利、三二、捜査押収の制限、三三、拷問及び殘虐刑の禁、三四、裁判に於ける權利の保護、三五、自由強要の禁、三六、法律不遡及及び一事不再理の原則、以上に於て略盡されて居るやうであるが我黨の見地に於ては、國民意識の現状に照して義務の方向に於て充分ならざるものがあり、立法原則としての家庭生活の保護、高等教育の國家保障、一般的生存權保障、勞働の義務と權利、立法原則施政原則としての失業防止、就業の機會均等の宣言、國民の休息權、老年、疾病、廢疾、寡婦等の生活保障の宣言、公共の福祉の爲めの財産權の制限及収用、耕作權の保障、土地独占の禁、公職就任の機會均等の權利、公務（名譽職を含む）に就くの義務、納税公共負担の義務等々の改定が缺如して居ると信ずる。蓋し法律行政行為等を以て

も侵すことの出来ない自由と権利の保障と共に、近代国家に於ては立法の指針並に政府施策の約束として憲法中之等の宣言約束を為すことが通例である。仍て次の如く追加補充を提議するものである。

草案第十四條第一項と第二項との間に「すべての国民は法律の定めるところによりその才能に応じて均しく公職に就くことができる」を挿入。その次に

「すべての国民は公務（名誉職を含む）に就く義務を負ふ」を挿入。

草案第二十二條第三項へ (欄外記入3)

「国民の家庭生活は保護される」を挿入。

理由。草案は婚姻その他に於ける男女の平等のみを強調して居るが、その他にも親子、兄弟姉妹等の関係に於て家庭生活のあり方が将来民主的に合理的に改革せらるべき事項は頗る多い。故に立法の指針として、この一項を加へるのである。

草案第二十四條第四項に

「才能あつて資力なき青年の高等教育は国費を以てする」を挿入。  
全第五項に「教育の根本方針はこの憲法の精神による」を挿入。  
理由、教育の機會均等は初等教育に限らるべきでなく、全教育の部面に及ぶべきである。その具体的方法は別に法律を以て定めるとして、憲法中にその指針を示しておきたい。

草案第二十三條第一項に

「すべての国民は健康にして最小限度の文化的水準に(挿入)（承給筆書）応ずる

最小限度の生活を営む権利を有する」を挿入。

草案第二十三條を全第二項とする。

草案第二十五條を

「すべての健全なる国民は労働の義務と労働の権利を有する。正當なる労働に對しては正當なる報酬を受ける権利を有する。国は就業に於ける機會均等と失業防止の爲め特に努力する。賃金、就業時間その他の労働條件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない」と修正する。

草案第二十六條の次に一條を設け

「国民は休息の権利を有する。国は最高八時間労働、有給休暇制、療養所社交、教養時間の設定等に努力する」を規定する。

更にその次に一條を追加し

「国民は老年、疾病、労働不能に陥つた場合、生活の安全を保障される権利を有する。

右権利は社会保険の廣汎なる發達、無料施設の給與、療養地の提供等により之を保障する。

戦災その他による寡婦の生活は特に保護される」を規定する。

草案第二十七條第一項に

經濟生活の秩序は公共の福祉を増進することを以て目的とする」を挿入。

全第二項に

「この目的に反しない限りにおいて財産権と経済的自由とは保護される」と修正挿入。

草案第二項第三項を第三項第四項とする。

第三項は「財産権の内容は法律を以て定める」と修正。

草案第二十七條第三項を（第四項とし）その末尾に

「但し公共の必要が大きい場合には国会の議決により補償を給しないこともある。」を追加。

更に第五項第六項に

「土地を耕作する農民の権利は之を保護する。

土地の過當なる独占はこれを禁止する」を追加。

草案第二十七條の次に一條を設け

「国民は法律の定めるところにより納税及び公共の負担役務に服するの義務を負ふ。」を規定する。

草案第二十九條第二項に

「国民は行政官廳の不當又は違法処分に対しても特別の規定のない限り訴へることができる」を追加。

草案第三十五條の次に一條を設け

「冤罪者に対しては国これに補償する」を規定。

草案第三十六條の次に一條を設け

「何人も公務員の公法上の不法行為に対して国に損害賠償を求めることができる。」を規定。

第四章 國會

草案第四十八條を「國會の常會は毎年一回一月二十日召集す

る。」と修正。

備考

參議院に就ては職能代表の構成を認めざるに於ては參議院はむしろ不必要。  
その意見も有力である。

第五章 内閣

草案第七條の修正に伴ひ、草案第六十九條に

法律、政令、條約の公布執行

國會の召集、衆議院の解散、國會議員の總選挙の施行の公示等を加へる。

第六章 司法

草案第七十五條 最高裁判所長官丈けは、特定の委員會に諮問し内閣總理大臣の推薦に依り天皇これを任命するものとして

は如何。

草案第七十七條第三項へ行政官廳の権限争議も裁断する規定挿入。

第九章 改正

草案第九十二條第二項を

「憲法改正について前項の承認を経たときは、内閣總理大臣は天皇の認証を得て国民の名でこの憲法と一体を成すものとして直ちにこれを公布する」と修正。

第十一章 補則

草案第九十七條 削除。華族の名稱も憲法改正と全時に廃止の  
こと。

以上。

交渉会によれば(以下、赤鉛筆書にて書き込み。基本的に判読困難)

昨日、山口氏、交渉会に

志賀君はしられず

全会一致、理想

山田君、三木君

①象徴 消極的 元首

総覽者

積極的 形式的儀礼

超法規的 民族構造 心理

社会

②(イ) 法律上の国体観は一変

(ロ) 不変の国体

(ハ) 在民在君、民族主権

(三) 名称、君主制・立憲制・象徴君主制

(4) 象徴 独立せる行政権<sup>10)</sup>

(欄外記入1) 「賛成少し」と黒ペン書にて加筆。

(欄外記入2) 「延期」と黒ペン書にて加筆。

(欄外記入3) 「教」と黒鉛筆書にて書き込みあり。

(欄外記入4) 「家族」と赤鉛筆書にて書き込みあり。

(欄外記入5) 「？」と赤鉛筆書にて書き込みあり。

(欄外記入6) 「讓歩」と黒ペン書にて書き込みあり。

そのうえで、芦田小委員会には、次の文書が提出された。

社會党修正案

一、前文中「專制と隷従、壓迫と偏狭」の次に「搾取と窮乏」を  
追加する。

二、草案第一條の前に別に一條を設け第一章國權とし、「國權は  
國民から發する」と規定。

三、草案第一條を第二章天皇第一條とし「天皇は日本國の象徴で  
あり、日本國民統合の象徴であつて、この地位は日本國民の  
總意に基く。」と規定。以下順次繰下げる。

四、草案第七條第一号乃至第四号を左の如く改める。

一 憲法改正、法律、政令を認證すること

二 削除

三 削除

四 削除

五、草案第二十四條第四項<sup>三</sup>

「才能あつて資力なき青年の高等教育は國費をもつてする」  
を追加する。

六、草案第二十七條を左の如く改める。

経済生活の秩序は公共の福祉を増進することを以て目的とする。

この目的に反しない限りにおいて財産権と経済的自由とは保障される。

財産権の内容は法律で定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。但し已むを得ない場合には國會の議決をもつて補償を給しないで用ひることもできる。

七、草案第六十九條に左の如く追加挿入する。

第一号憲法改正、法律、政令並に條約を公布すること。

草案第一号を第二号とする。その次に次の三項を追加規定する。

第三号 國會を召集すること。

第四号 衆議院を解散すること。

第五号 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

草案第二号を第六号とし以下順次繰下げる

※以下黒ペン書にて加筆

八、草案第九十二条第二項を左の如く改める。

憲法改正について前項の承認を経たときは、内閣は天皇の認證を得て、國民の名で、この憲法と一体を為すものとして、直ちにこれを公布する。<sup>(11)</sup>

また、新政会の「憲法改正案に對する修正案」も提出された<sup>(12)</sup>。各党からの修正案を佐藤達夫著『日本国憲法成立史』第四卷（有斐閣、平成六年）と比較すると、自由党による「憲法草案修正箇所（案）」において、黒ペン書での加筆されたものは、第九七條だけでなく、第二十二條、第四條、第九條についても加筆がなされている。

(二) 七月二十六日 各党修正案の提示②

前日の七月二五日同様に、二六日にも、進歩党による「憲法草案前文修正」<sup>(13)</sup>と「憲法改正草案に對する修正箇所」<sup>(14)</sup>、協同民主党の「帝國憲法改正草案修正箇所」および無所属俱樂部による修正案「日本國憲法草案前文」<sup>(15)</sup>「憲法草案修正箇所」<sup>(16)</sup>が提出され、森戸辰男關係文書にも所収されている。

この七月二十六日の第二回委員会では、前文修正が中心問題となつたが、その際、方法として、鈴木義男（社会党）から、「雄渾ナ」「簡潔ナモノニ直シタイ」が、英文と無關係に修正するとなればどこまで許されるか、また、英文を無視できないとすれば政府提出の案文に手を入れることとなる、この二つの方法のどちらを選択するのか決める必要があると提案され、北吟吉（自由党）、笠井重治（無所属俱樂部）が後者の意見に賛成するなか、森戸は、

（前略）前文ニ限ラズ、本文ノ方モ寧ロ徹底的ニ是デ直シテ行ク方針ヲ執ルベキデヤナイカト思ヒマス、併シ前文ガサウ我々ノ勝手ニ変ラナイトスレバ、一々ノ文字ノ穿鑿デナク、其ノ意味ヲ捉ヘテ、日本のナモノニ直シテ行クト云フコトモ一ツ考ヘラレルコ

トデハナカロウカト思フ、此ノ前文ハ英語トシテハ私ハ非常ニ能ク出来テ居ルト思フ、中々莊重ナ文章デアルガ、併シ英文ト日本文トハ文章ノ構造ガ違フノデ、日本文ニ訳シマス、非常ニ力ノナイダラダラトシタモノニナル、或ハ英文ヲ尊重シナガラ、モウ少シ何ト云ヒマスカ、自由ト云フカ、意味ヲ取ツテ、文字ニ囚ハレナイヤウナ方法モ考ヘラレルノヂヤナイカ(後略)<sup>17</sup>

と述べている。この森戸の意見を受けて、鈴木が政府案を原案として、これを修正し、英文を参照しながら修正議事が進むこととなった。

森戸は、「成タケ翻訳ノ印象ヲ取除ケテ、意味ヲ取りナガラ日本語デ書クト云フコトニ修正シタ方ガ宜イ、其ノ方ガ滑カニ行クト思フ」として、前文を日本語として格調高いものとするうえで中心的な役割を荷ったのであった。<sup>18</sup>

(二三) 七月二十七日、日本国憲法修正仮案(活版)の配布

秘(赤墨書にて書き込み)

(小字及び「は委員会修正」)

日本国憲法

日本国民は、國會における正當に選舉された○代表者を通じて、行動し、われらとわれらの我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的協力を成立させ、我が(わ)の身給筆書にて修正日本國 全 土 にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに國民の總意が至高なるものであることを宣言し、この憲法を確定す

る。そもそも國政は、國民の崇高な信託によるものであり、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行ひ、その利益は國民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の○法令と詔勅を廢止する。

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようと決意した。我らは、平和を維持し、専制と隷従と壓迫と偏狹酷使と窮乏を地上から永遠に拂拭しようと努めてある國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我らは、いづれの國家も、自國のことにみに専念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

この森戸所蔵の「日本國憲法修正仮案」の前文第二項で、社会党側が「専制と隷従と壓迫と偏狹」につづけて「窮乏と酷使」を入れようと試みた。本文書では、この点のみ、「赤鉛筆」で加筆されており、森戸が強調したかったことを理解できる。森戸は、七月二六日の第二

回委員会で、「窮乏と酷使」を入れようとした理由として、専制と隷従は政治的なものであり、圧迫と偏狭が精神的なもの、宗教・学問等の社会的なものを対象としており、経済的な問題が入っていないためである、としている。この議論は、七月二十七日の第三回委員会でも森戸を軸として議論となり、八月一日の第七回小委員会でも議論されたが、最終的に盛り込まれなかった。

続いて、七月二十七日から各章の検討に入ったが、森戸は「第一章 天皇」において、「天皇ノ象徴ノ地位ト云フコトヲ出来ルダケ活カシタ方ガ憲法ノ趣意ニ副フシ、又皇室ニ取ツテモ其ノ方ガ宜イノヂヤナイカ」として実際政治にできるだけ関与しないようにすべきだと主張している。<sup>20)</sup>

七月二十九日の第四回委員会では、「第三章 国民の権利及び義務」において、原案二十二条、修正二十四条の「家族関係における個人の尊厳と両性の平等」で、「個人の権威」とあった政府原案を「個人の尊厳」としたうえで、改めて「相互の敬愛」に変更する案が提示されたことに対して、森戸は、

(前略) 私ハ人間トシテノ平等、同ジヤウニ取扱ハレルト云フ意味デ、男女ノ實際生活ニ於ケル平等ト云フモノハアルノデアルガ、男女各々天分ハ異ニシテ居ルガ、人間トシテハ平等ニ扱ハルベキダ、斯ウ云フ意味デアラウト思フノデアリマス、唯欠陥ト思フノハ、余リ個人ノ平等ガ重視サレ、新シイ家族制度モ集団生活デアツテ、其ノ集団生活ニ関スル顧慮ガ何カ足ラナイヤウナ感ジガスル、ソコニ何カ欠陥ガアルノデハナイカ、此ノ二ツノ言葉ニ付テ

ハ生カシテ宜イト思ヒマス(後略)<sup>21)</sup>

と述べている。結果として、森戸の意見が採用されている。また、森戸は同日の委員会で、改正案第十八条等信教の自由と宗教教育の是非をめぐる議論のなか、菅田委員長に意見を求められ、「学校教育其ノ他ガ宗教ニ反対デアルコト、宗教情操ト云フコトガ学校教育カラ全然除カレルト云フコトモ好マシクナイト思フ」と述べ、結果的に、原案が一般的な宗教教育を否定したものではないとして原案通りとなつている。<sup>22)</sup>

改正案第二十三条の生存権については、社会党より修正案が提出されており、「すべて国民は、健康にして最小限度の文化水準の生活を営む権利を有する」の挿入を要求していた。

頑強に生存権の挿入を主張する森戸に対して、菅田委員長は「サウスルトドウ云フノデスカ、法律ヲ作ル時ノ心構ヘダケト云フ意味デスカ」との問いに対して森戸は「社会生活ニ付テハ斯ウ云フ心構ヘダ法律ヲ作レト云フコトデ、必ズシモ直グニコレガ皆立法ニナルカドウカト云フコトハ分リマセヌ、出来ルカ出来ヌカモ分ラヌ」と、立法裁量の立場を述べている。<sup>23)</sup>しかし、その真意を森戸は、「社会的、経済的ナ基本権ヲ規定スルト云フコトガ、今日ノ時代ニ於ケル憲法制定ノ重大ナ意義ヲ以テ居ル、サウスレバ私ハ消費ノ面ニ於ケル国民ノ個々ノ生活ノ権利、サウシテ生産ノ面ニ於ケル国民ノ労働ノ義務ト云フモノガナイト、ドウシテモ今日出来ル憲法、殊ニ民主憲法デアルト云フ意味ガ通ラナイノデハナイカ」「殊ニ今日出来ル憲法ノ背景カラ云ツテモ、日本ノ今日ノ国情カラ云フテモ、此ノ国情ガ一番強ク反映シテ居

ルノハ、一ツハ生産ト云フコトデアリマスシ、他ノ面デハ労働ノ権利ト云フ方面デアルト思ツテ居リマス」という現状認識に基づいたものであった。<sup>25)</sup>

この改正案第二十三条の生存権については、翌三〇日の第五回小委員会でも、

(前略) 生存権ト云フノハ是ハ「フランス」革命ノ憲法ガ出来テ以来ノ重要ナ問題デアリマシテ、分配ノ方法トシテハ財産権ト自由競争ノ欠陥ヲ補フ為ニドウシテモナケレバナラヌ規定デアアルシ、現在サウ云フヤウニ世ノ中ガ動イテ居ルノデ、是ハ一般的ナ規定ガアツタノデハ唯一定ノ方向ガ示サレルダケデ、何ト言ヒマスカ、焦点ガチツトモ出テ来ナイ、其ノ焦点ニ生存権ト云フコトガ表示セラレルコトガ特ニ重要ナンデアアル、殊ニ現在ノ日本ノ情勢カラ考ヘテ、憲法ト云フモノガ如何ニモ空漠ナ理論ダケヲ宣言スルモノダト云フ考ヘ方モ相当多イノデ、サウ云フ事情ヲ考ヘルト、此ノ点ハ特ニ重要ナ点ヂヤナイカト私ハ思ツテ居リマス、唯一般的ニ保障サレテ居ル、読メバサウ云フコトガ含マレテ居ルト云フノデ、ソレヲ別ニ規定シナイト云フ理由ハ非常ニ薄弱デアツテ、寧ロ重複シテモ此ノ問題ハ明ラカニ規定スルコトガ、「フランス」革命ノ憲法デナク、「ワイマール」憲法、「ロシア」憲法ノ後ニ今日出来ル憲法トシテハ是非必要デアアル、日本ノ今日ノ国民生活ノ状態カラ言ツテモ、是非ハ設ケラルベキモノト考ヘマスト主張したのであった。<sup>26)</sup>

その後、八月一日の第七回小委員会で、若田委員長から、改正案第

二十三条について同第十二条と連関させた修正案が提示された。これに対して森戸は、第十二条は一般的、総論的な条項であって、これに対応して第二十三条は具体的に書くべきあるとした。そして、改めて、第一項を「総テ国民ハ健康ニシテ文化的水準ニ応ズル最小限度ノ生活ヲ営ム権利ヲ有スル」とし、第二項を「此ノ権利ヲ保障スル為ニ、国ハ総テノ生活部面ニ付テ社会福祉、公衆衛生ノ向上及び増進ヲ図リ、社会的生活保障制度ノ完成ニ努メナケレバナラヌ」とする修正案を提示した。第二項の意味を森戸は、「社会的生活保障制度」に重点を置いたのであった。議論の結果、森戸の意見が採用され、政府原案は修正されたのであった。そのうえで、第二十五条に「休息」を挿入すること、社会党側委員は、第二十六条以下に二条入れる社会党修正案は撤回されている。

#### 「生存権」の修正過程

#### 「独逸国憲法」(ワイマール憲法、森戸辰男関係文書所蔵)

#### 第五章 経済生活

第一百五十一條 経済生活ノ秩序ハ各人ヲシテ人間ニ價スル生活ヲ得シムルコトヲ目的トシ正義ノ原則ニ適合スルコトヲ要

ス、各人ノ経済上ノ自由ハ此ノ限度内ニ於テ保障セラル。

法律上ノ強制ハ權利ノ侵害ヲ防護スルタメ又ハ公共ノ福利ノ重大ナル要求ニ応ズル為ニスルノ外之ヲ許サズ。

通商及營業ノ自由ハ国ノ法律ノ定ムル所ニ依リ契約自由ノ原則ヲ適用ス。

憲法改正要綱(憲法研究会 昭和二〇年二月五日)

二、人権

無条件附人権規定、且つ能ふ限り詳細に規定すること。

さらに学術、言論、宗教等の自由を妨ぐる如何なる法令をも発布するを得ずとの積極的規定を設くべきである。

さらにまた左の如き権利の保證が規程さるべきである。

- 一、新政府樹立権
- 二、労働権―同時に労働の義務を規定す
- 三、労働権に基づく勤労者の結社、運動の自由
- 四、国民の生活権
- 五、休息権
- 六、養老、疾病、失業の際の被保護権―廣汎な社会保険制其の他
- 七、男女の平等
- 八、民族的人種的差別の撤廃
- 九、学術、芸術、教育、宗教の自由と保護
- 一〇、民主主義並に平和思想に基づく人格完成、社会道德確立の義務

新憲法要綱(日本社会党、昭和二二年二月二三日)

国民の権利義務

- 一 国民は生存権を有す、其の老後の生活は国の保護を受く
- 二 正義公平の原則に基き、国民生活の安定向上を図るは国

の使命なり、其のために必要なる政策を実施す

憲法改正草案要綱(三月六日)

第二十三 法律ハ有ラユル生活分野ニ於テ社会ノ福祉及安寧、

公衆衛生、自由、正義並ニ民主主義ノ向上發展ノ為ニ立案セ

ラルベキコト

帝国憲法改正案(四月一七日)

第二十三條 法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、

生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されな

ければならない。

社会党の憲法改正草案修正意見(社会党憲法改正特別委員会、七月二五日)

草案第二十三條第一項に

「すべての国民は健康にして最小限度の文化的水準※の生活を営む権利を有する」を挿入。

※「に應ずる最小限度」を赤鉛筆書にて挿入加筆。

草案第二十三條を全第二項とする。

仮刷 日本國憲法(八月五日)

第二十三條<sup>五</sup> すべての國民は、健康で文化的な最低限度の生活を

営む権利を有する。

法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、生活の保

障及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない。

日本国憲法

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

また、七月三〇日の第五回小委員会では、改正案第二十四条第四項に「才能あつて資力なき青年の高等教育は国費を以てする」の加筆を求める社会党案が議題となり、また、条文に「教育の根本方針はこの憲法の精神による」との一項を加えることも社会党修正案は、求めており、森戸は、「教育ト云フモノガ新シイ憲法ニ副フト云フコトガ此ノ憲法デ宣言サレテ、サウシテソレニ応ジテ新憲法下ノ「イデオロギ一」、制度ト共ニ、教育精神ガ茲ニ打立テラレルト云フコトガ非常ニ必要」であると主張、労働権に関する改正案第二十五条、二十六条についても、社会党修正案の立場で発言をしている。基本的に森戸の発言は、生存権の保護を中心に、社会権、労働権の確保を求めるものがあり、福祉国家化を念頭に公共の福祉の充実を求める内容が中心となつてゐる。

七月三十一日の第六回小委員会では、「第七章 財政」において皇室財産を規定した改正案第八十四条が議論となった。この第八十四条に對しては、自由党・進歩党から修正案が提出されていた。

その際、森戸は、

（前略）皇室ガ象徴トシテ我々ノ上ニ立タタレルヤウニナララセト云フコトハ、其ノ地位ヲ保ツダケノ御費用ハ十分差上ゲナケレバナラスシ、他方デハ又陛下ノ御生活ト云フモノガ割合ニ明朗デ、国民ガ見透セルヤウナ形デアアルコトガ実ハ大変必要ナンヂヤナイカト思フノデス（中略）出来ルダケ明朗ナ、詰リ見透シノ付ク御生活ヲナサツタ方ガ両方ノ為ニ宜イノデハナイカ、サウシテ殊ニ天皇ヲ護ル人ノ為ニハ其ノ方ガ非常ニ宜イデハナイカト私共ハ考ヘテ居リマス、ソレカラ従来国民ト皇室ヲ疎隔シタ一部ノ人ガ一是ハ悪イ意味デハナイノデスガ、皇室ヲ尊ブト云フ良イ心持カラデハアルガ、ソレガ却テ国民ト皇室トノ間ヲ疎隔シタヤウナ嫌ヒガアル、是ハ恐ラク皇室ニアツタ非常ナ財産ト云フモノ、ソレニ結付イタ色々ナ人ガ、ソコニ寄生ト云ツチャ悪イガ、生活ヲサレテ居ル、ソウ云フ人ノ数ガ非常ニ多ヒト云フコトニモ原因ガアル（中略）斯フ云フヤウナ全体的ナ考慮カラ、世襲財産ノ果実ヲ或ル限度御認メシテ、サウシテ皇室ノ私的內廷ノ御不自由ノナイヤウニ致スト云フコトモ、是ハ十分我々ハ考ヘナケレバナラスノデスガ、出来レバサウ云フ形デナク、公的ナ費用デソレモ賄ヘルヤウナ形ニ持ツテ行ツタ方ガ、此ノ新シイ日本全体ノ制度ノ仕組シテハ望マシイノデハナカロウカ、斯フ云フヤウナ考ヘラ私共ハ

持ツテ居リマス<sup>(28)</sup>

との見解を述べたのであった。

この改正案第八十四条の皇室財産問題は、八月二日の第八回小委員会でも議論され、自由党、進歩党、協同党、新政会、無所属から「皇室財産から生ずる収益は、すべて国庫の収入とし」との部分の削除がもとめられたが、社会党が留保し、最終的判断を持ち越している。この八月二日をもって修正協議が一通り終了した。

そして、小委員会において一応まとまった修正案が「仮刷」として次のように活版印刷された。

(四) 八月五日 「仮刷」の配布

八月五日配布

仮刷

帝國憲法改正案中次の通り修正する。

日本國憲法

森戸用(黒ペン書にての書き込み)

日本國民は、國會における正當に選舉された○代表者を通じて、<sup>行動し、われらとわれらの</sup>我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的協力を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに國民の總意が至高なるものであることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高な信託によるものであり、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行

ひ、その利益は國民がこれを受けるものである。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の○法令と詔勅を廢止する。

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我らの安全と生存をあげて、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようと決意した。我らは、平和を維持し、専制と隷従と壓迫と偏狹を地上から永遠に拂拭しようと思ふ。我らは、すべての國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我らは、いづれの國家も、自國のことにみに専念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、○日本國民の至高の總意に基く。

第四條 天皇は、この憲法の定める國務のみを行ひ、政治に關する權能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その權能を委任す

ることができる。

第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

天皇は、内閣總理大臣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁

判官を任命する。

## 第二章 戦争の放棄

第九條 國の主權日本國民は、正義と秩序を基礎とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の紛争を

の行使は、他國との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する。

これを放棄する。

○前項の目的を達するため、  
○陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。國

の交戦權は、これを認めない。

第十條 日本國民たる要件は、法律でこれを定める。

第十條を第十一條とする。

第十一條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不

斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民

は、これを濫用してはならぬのであつて、常に公共の福祉のため

にこれを利用する責任を負ふ。

第十二條を第十三條とする。

第十三條 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、

性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的

關係において、差別を受けない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勲章その他の榮典の授与は、いかなる特權も伴はない。

榮典の授与は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者の一

代に限り、その効力を有する。

第十四條を第十五條とし、第十五條を第十六條とする。

第十七條 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたとき

は、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償

を求めることができる。

第十六條を第十八條とし、以下順次繰り下げる。

第二十二條 婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同

等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持

されなければならない。

配偶者の選擇、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻

及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の權

威と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない

い。

第二十三條 すべての國民は、健康で文化的な最低限度の生活を

營む權利を有する。

法律は、すべての生活部面について、社會の福祉、生活の保障

及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない

い。

第二十四條 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能

力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。

すべて國民は、○法律の定めるところにより、○その保護する児童に初等教育を受けさ

せる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

第二十五條 すべて國民は、勤勞の權利を有する。し、義務を負ふ。

賃金、就業時間<sup>○休息</sup>その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。

第二十六條を第二十八條とし、第二十七條を第二十九條とする。

第三十條 國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第二十八條を第三十一條とし、以下順次繰り下げる。

第三十五條<sup>三十八</sup> 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫の下での<sup>による</sup>自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十六條を第三十九條とする。

第四十條 何人も、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。

第三十七條を第四十一條とし、以下順次繰り下げる。

第四十條<sup>四十四</sup> 兩議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分、又は<sup>門地、教育、財産又は</sup>門地によつて差別してはならない。

第四十一條を第四十五條とし、以下順次繰り下げる。

第五十六條<sup>六十一</sup> 豫算は、さきに衆議院に提出しなければならぬ。

豫算について、參議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、

法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は參議院が、衆議院の可決した豫算を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて四十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第五十七條を第六十一條とする。

第五十八條<sup>六十二</sup> 兩議院は、各々<sup>國務</sup>國務に関する調査を行ひ、これに關して證人の出頭及び證言並びに記録の提出を要求することができる。

第五十九條を第六十三條とし、以下順次繰り下げる。

第六十三條<sup>六十七</sup> 内閣總理大臣は、國會の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて二十日以内に、參議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第六十四條を第六十八條とし、以下順次繰り下げる。

第七十五條<sup>七十九</sup> 最高裁判所は、<sup>○その長たる裁判官及び</sup>○法律の定める員數の○裁判官でこれを構成し、その○裁判官は、<sup>○その他の</sup>すべて内閣でこれを任命し、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員總選舉際國民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際更に審査に付しその後と同様と

(欄外記入)

する。

前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に關する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律に定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。

この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第七十六條を第八十條とし、以下順次繰り下げる。

第八十四條 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に属する。

皇室財産から生ずる収益は、すべて國庫の収入とし、法律の定める皇室の支出は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。

第八十五條を第八十九條とし、以下順次繰り下げる。

第九十四條 この憲法<sup>第九十四條</sup>並びにこれに基いて制定された法律及び條

約は、國の最高法規<sup>第九十四條</sup>とし、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを必要とする。

第九十五條を第九十九條とし、第九十六條を第百條とする。

第九十七條 この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位にある者については、その地位は、その生存中に限り、これを認め

る。但し、將來、華族その他の貴族たることにより、いかなる政治的權力も有しない。

第九十八條を第百一條とし、以下順次繰り下げる。

(欄外記入)「撤回」と黒ペン書にての書き込みあり。<sup>(2)</sup>

(五) 八月八日

この日から小委員会が再開され、下記の①②の二点と改正案第七十七條違憲審査權に關し、若田委員長より修正意見が明らかにされ、委員からは異論がだされず原案通りとなつてゐる。

① 国事行為に關する修正

第三條 天皇の國務<sup>國事</sup>に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四條 天皇は、この憲法の定める國務<sup>國事に關する行為</sup>のみを行ひ、政治<sup>國政</sup>に關する權能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その權能<sup>國事に關する行為</sup>を委任することができる。

第五條 皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその權能<sup>國事に關する行為</sup>を行ふ。この場合には、前條第一項の規定を準用する。

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國務<sup>國事に關する行為</sup>を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。

二 國會を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權

委任状及び大使及び公使の信任状を認證すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認證するこ

と。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證するこ

と。

九 外國の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。<sup>30)</sup>

②八月五日配布「仮刷」と同様の小委員会修正案、相違点は以下の第五十一条の修正。

帝國憲法改正案中次の通り修正する。

日本國憲法

(中略)

第五十一條<sup>五十一條</sup> 兩議院は、各々その議員の選舉又は資格に關する争

訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の

三分の二以上の多數による議決を必要とする。

第五十二條を第五十六條とし、以下順次繰り下げる。<sup>31)</sup>

(一六) 附帶決議

八月二〇日の第十回小委員会で、芦田委員長が用意した附帶決議案が配布された。

広島大学文書館には、八月一〇日配布の附帶決議案を所収していない。この附帶決議案の原案は參議院の構成について主に議論されたが、下記の小委員会修正後の文書では、八月一五日の第一一回小委員会で社会党からの追加提案を取り入れ、第二項として採用された。これにより、原案の第二項以降が繰り下がり、翌一六日の第一二回小委員会で下記の文書として決定された。その際、社会党の鈴木委員が第四項に対して提案した部分、「国民の総意を体し」の挿入も合意がとれていることが森戸文書からも理解できる。

附帶決議

一、憲法改正案は憲法附屬の諸法典と相俟つて、始めてその運用の完全を期待しうるものである。然るに皇室典範、參議院法、内閣法其他多數の各種法令は、未だその輪郭さへ明かでないために、憲法の審議に當つても徹底を期し得なかつたことは、深く遺憾とするところである。政府は速かに此等諸法典を起案し、國民の輿論に問ふ準備をなすべきである。

二、改正憲法が生活權、労働權等の經濟的基本權を確立したことは時代の要求に即応する適切な処置であるが、然しこれ等の權利の裏付となるべき諸施設は、現状を以ては頗る不十分なものがある。政府は速かに廣汎な社會政策を樹立し、当面の失業對策、

社會保障制度の確立と同時に、他面生産の増強を圖り、以て經濟再建の促進に萬遺漏なきを期すべきである。

三、參議院は衆議院と均しく國民を代表する選舉せられたる議員を以て組織すとの原則は之を認むるも、之がために衆議院と重複するが如き機関となり終ることは、その存在の意義を没却するものである。政府は須く此點に留意し、參議院の構成については、努めて社會各部門各職域の智識經驗のある者がその議員となるに容易なるよう考慮すべきである。

四、憲法改正案は、基本的人權を尊重して、民主的國家機構を確立し、文化國家として國民の道義的水準を昂揚し、進んで地球表面より一切の戰爭を驅逐せんとする高遠な理想を表明したものである。然し新しき世界の進運に適應する如く民衆の思想、感情を涵養し、前記の理想を達成するためには、國を挙げて絶大な努力をなさなければならぬ。吾等は政府が**國民の總意を体し**、熱情と精力とを傾倒して、祖國再建と獨立完成のために邁進せんことを希望するものである。<sup>32)</sup>

(七) 改正案第八十四条・皇室財産問題

八月一六日の第二回小委員会では、改正案第八十四条の皇室財産に關しての議論が中心となった。これは、自由党等からの改正意見が、天皇権限の強化であるとしてGHQ(民政局、ホイットニー局長)による修正が行なわれたためであった。GHQ側の対応は、小委員会でも伝えられたことが理解できる。その際、配布された謄写版刷の第

八十四条修正案が森戸文書に所収されている。

第八十四条 すべて皇室の財産は、すべて國に属する。すべて皇室の費用は、財産から生ずる収益は、すべて國庫の收入とし、法律の定める皇室の支出は、**豫算に計上して**、國會の議決を経ず豫算を計上されなければならない。<sup>33)</sup>

- (1) 修正意見の提出に伴ふ反響
- (2) G、H、Q強硬、皇室の特殊財産を認めるのは、改正憲法の本旨に反する、基本原則に反する。
- (3) 修正案に対する強い疑惑。強い反対意見表明し来る。
- (4) 修正意見、個人の自由をも奪ふ。
- (5) 世襲財産に二義「公的 私的」—宮城、京都王宮、収益財産を含まない。
- (6) 第二修正案の結果。皇室財産「公的財産」私的財産は皇室に残る。

第八条の運用

公的財産「公的費用を支弁するための」<sup>33)</sup>

この第八十四条修正案に対して、原案よりも後退した内容であろうとして、自由党内に反対する声が大きくなっていった。この八月一六日の第二回小委員会で憲法改正小委員会としては議すとし、憲法改正特別委員会に附議することとなった。

なお、改正案第八十四条の内容変化を改めて見るならば次のようなものである。

改正案第八十四条の内容変化

帝国憲法改正案・政府原案

第八十四条 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に属する。皇室財産から生ずる収益は、すべて國庫の収入とし、法律の定める皇室の支出は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。

←

七月二十五日段階各党修正案

第八十四条 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に属する。皇室財産から生ずる収益は、すべて國庫の収入とし、法律の定める皇室の支出は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。(自由修正案)

第八十四条 世襲財産及び之れより生ずる収益以外の皇室財産は、すべて國に属する。法律の定める皇室の支出は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。(進歩党修正案)

第八十四条 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に属する。世襲財産以外の皇室財産から生ずる収益は、すべて國庫の収入とし、法律の定める皇室の支出は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。(新政会修正案)

第八十四条 「皇室財産から生ずる収益はすべて國庫の収入とし

て」を削除する。

第八十四条 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に属する。

法律の定める皇室の支出は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。(無所属倶楽部)

←

八月十二日修正案

第八十四条 すべての皇室の財産は、すべて國に属する。すべての皇室の費用は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ。

(八) 樋貝衆議院議長の辞任問題

前項八月一二日の委員会で、皇室財産が全て国の管理下におかれることとなったため、皇室にとって「改悪」だとの意見が自由党内で大きくなり、八月一七日に予定されていた憲法改正特別委員会は流会となった。同日の午後、自由党の葉梨新五郎総務、樋貝詮三衆議院議長、大野伴陸幹事長の三人が衆議院で吉田茂首相と会見、吉田小委員会修正案を政府原案に戻すよう申し入れたのであった。その際、吉田首相が考慮するとあいまいに返答したため事態は紛糾。一方、事態を聞きつけた芦田均は、憤慨し、同日、緊急小委員会を開催し、午後五時に吉田首相に面会した。席上、吉田首相は、小委員会の修正案を承認することを明言したこと、および、政府が自由党幹部および政府関係者を招致して懇談の結果、小委員会の修正案は、そのままとなり、翌一八日朝、自由党は、党議をへて小委員会の修正の受け入れを決定し

たのであった。

また、森戸辰男関係文書には、下記の森戸のメモが所収されている。

一、

① 一、憲法に熱心

二、小委員会にも積極的 三、特別委員会ノ反対箇所、修正案

反対

四、本会議の段取 ① 一応反対

② 結局賛成

② 吉田内閣打倒ではない。

③ 議長問題。ほとんど一致

時日の問題

貴族院

議長不信任決議案

① 佐竹氏

② 樋貝、山口両氏

趣旨

① 吉田首相との交渉・皇室問題  
② 小委員会ノ法的根拠

十七日、特別委員会。開催の豫定。

① 突然中止。

② その理由。ヒガイ氏樋貝（詮三）、葉梨（新五郎）、大野（伴

睦）、吉田首相

吉田首相、承諾

③ 小委員、首相訪問。原案支持、急速決定、即時発表を約束。<sup>34</sup>

結果、樋貝衆議院議長の不信任問題に発展。社会党としては、前掲

のメモに見られるように吉田内閣の倒閣運動としないものの強硬姿勢をとった。そして、八月一九日、改正案第六十三条および第六十四条の修正申し入れが、マッカーサーから吉田首相にあり、同二〇日、「シブリアン」との言葉を削除した修正案を小委員会で承認して審議を終了し、提出することとなった（第一三回小委員会）。

その後、小委員会の修正案・附帯決議案を特別委員会に配布するため成案が作成された。森戸辰男関係文書には、二つの成案が所収されている。

一つは、謄写版の『帝国憲法改正案―衆議院修正案付―（二・八・二四）』<sup>35</sup>であり、同じ内容ではあるが、特別委員会に提出されたとされる活版の昭和二年八月二日提出委第四二号『報告書』である。<sup>36</sup>

この成案による変更点は、次の八月一九日および二〇日に審議された改正案第六十三条、六十四条の修正である。

第六十三條 内閣總理大臣は、國會議員の中から國會の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて二十日以内<sup>甲</sup>に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第六十四條 内閣總理大臣は、國會の承認により、國務大臣を任

命する。但し、その總半数は、國會議員の中から選ばなければならない。この承認については、前條第二項の規定を準用する。

内閣總理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。<sup>37)</sup>

一方、社会党は、下記の単独修正案を提出した。

社会黨追加單獨修正案<sup>(臨時)</sup>

二一、八、二一<sup>(昭和憲法)</sup>

(小字及一八修正)

帝國憲法改正案の一部を次のやうに修正する。

日本國憲法

日本國民は、國會における正當に選舉された代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的協力を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が発生しないやうにすることを決意し、ここに國民の總意が至高なるものであることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高な信託によるものであり、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行ひ、その利益は國民がこれを受けるものであつて、これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我らは、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我らの安全と生存をあげ

て、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようと決意した。我らは、平和を維持し、專制と隸従と壓迫と偏狭<sup>排取と窮乏</sup>を地上から永遠に払拭しようと努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。我らは、すべての國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

我らは、いづれの國家も、自國のことにみに専念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

第一章 國權

第一條 國權は、國民から發する。

第一章

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、日本國民の至高<sup>最高</sup>の總意に基く。

第二條を第三條とし、以下順次繰り下げる。

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國務を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。<sup>を承認すること。</sup>

二 國會を召集すること。

- 三 衆議院を解散すること。
  - 四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。
  - 五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認證すること。
  - 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認證すること。
  - 七 栄典を授与すること。
  - 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。
  - 九 外國の大使及び公使を接受すること。
  - 十 儀式を行ふこと。
- 第二章を第三章とし、以下順次繰り下げる。
- 第二十四條 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に依りて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- すべて國民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。
- 才能あつて資力なき青年の高等教育は、國費である。
- 第二十七條 財産權は、これを侵してはならない。
- この目的に反しない限りにおいて財産權と經濟的自由とは保障される。
- 財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひること

- とができる。但し、已むを得ない場合には、國會の議決によつて補償を給しないで用ひることもできる。
- 第六十九條 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
- 一 憲法改正、法律、政令並びに條約を公布すること。
  - 二 法律を誠實に執行し、國務を總理すること。
  - 三 國會を召集すること。
  - 四 衆議院を解散すること。
  - 五 國會議員の總選舉の施行を公示すること。
  - 六 外交關係を処理すること。
  - 七 條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の承認を経ることを必要とする。
  - 八 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。
  - 九 豫算を作成して國會に提出すること。
  - 十 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
  - 十一 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。
- 第九十二條 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選舉の際行はれる投票において、その過半数の賛成を

必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれを公布する。<sup>38)</sup>

結局、社会党の単独修正案は否決され、八月二四日、衆議院本会議において「帝国憲法改正案」を可決、貴族院に回付された。その後、貴族院で回付案が修正可決された後、衆議院本会議で修正案を可決。枢密院をへて、一月三日、日本国憲法は公布され、翌昭和二二年五月三日、施行されたのであった。

## おわりに

森戸辰男は、当時の日本で数少ない敗戦を知っていた日本人であった。この経験は、敗戦日本に森戸をして急激な社会変革に反対し、なによりも漸進的な改革を重要視させることとなった。

衆議院憲法調査委員会小委員会・芦田委員会における森戸の発言は、国際協調を重視する憲法前文と、ワイマール憲法およびソ連憲法を参考にしながら、憲法第二十五条に結実する生活権に代表される社会権の拡大と、憲法第八十四条の皇室財産にみられる天皇権限の制限に力が注がれていた。

森戸は、日本国憲法の特質を「民主主義と平和主義」とし、制定後の「我々の任務」として「(一)二つの特質を尊重擁護 平和と合意」

「(二)社会主義の実現へ」と考えていた。<sup>39)</sup> 森戸は、新憲法が「資本主義的性格」であるが、生存権・労働権等の導入により、「社会主義の平和的な実現のために途を備えたもの」と考えていた。<sup>40)</sup>

本稿と前稿において、日本国憲法への直接的な影響を与えた憲法研究会の憲法草案要綱と日本国憲法の制定過程が明らかにしたように、両者をつなぐ要にあった人物は、両者ともに関与した森戸辰男であり、その所論は、今日も繰り返される「護憲」「改憲」の両方であり、同時のこの対立を乗り越える存在であったのである。

## 注

(1) 憲法調査会「憲法研究会第十回総会議事録」五頁

(2) 膨大な資料を使用した原秀成著『日本国憲法の誕生』(第一巻～三巻、日本評論社、平成一六～一八年)は、日本国憲法を「系譜学」から、その「正しさ」を証明しようとしたものである。しかし、所与の命題である「正しさ」は、その思想的系譜を憲法研究会で実証しえたものの、本稿がとりあげる「二〇年後の改正」という事実を捨象している。

(3) 森戸辰男関係文書、目録番号MO01020100100、形態は、B5わら半紙、冊子三一頁、活版、ホッチキスどめ。

(4) 実際の質疑は行なわれなかったが、「(6)。十年後に理想的憲法を制定する旨の規定を入れぬか、とのお質ねであるが、政府はさういう意思は持っていない。修正案を以て今日考へ得べき最上のものと信じているのであって、唯将来國民の総意によって改正を行うべき場合については、第九条においてその途を拓いて居るのであって、それで十分

- と思う。」とする答弁書が用意されていた(佐藤達夫著『日本国憲法成立史』第四卷、有斐閣、平成六年、五二九・三〇頁)。
- (5) 広島大学文書館所蔵森戸辰男関係文書、(T.A01020401090)。形態 B 5 洋紙四枚、黒ペン書、鉛筆書、封筒なし。
- (6) 森戸辰男関係文書には、昭和二年七月一六日提出質問第三号「憲法改正ニ関聯スル質問主意書」(提出者 布利秋) が所収されている(文書番号 MO01020103900)。
- (7) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書、文書番号 MO01020102700。形態は、B 5 わら半紙一枚、孔版。前文についての自由党北吟吉の修正理由については、『第九〇回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録(復刻版)』(現代史料出版、二〇〇五年、六〇九頁)を参照。その際、修正点は、本修正案以上の多岐にわたっている。
- (8) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書(文書番号 MO01020102701)。形態は、B 5 わら半紙一枚、孔版。
- (9) 佐藤達夫著『日本国憲法成立史』第四卷、有斐閣、平成六年、七一九頁)。
- (10) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書(目録番号 MO01020101500)。形態は、B 4 わら半紙一〇枚、孔版。
- (11) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書(目録番号 MO01020101800)。形態は、B 4 わら半紙中折二枚、孔版。
- (12) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書(文書番号 MO01020105000)。形態は、B 5 わら半紙一枚、孔版。
- (13) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書、文書番号 MO01020103701。形態は、B 4 わら半紙一枚、孔版。
- (14) 森戸辰男関係文書、目録番号 MO01020103701。形態は、B 4 わら半紙一枚、孔版。
- (15) 森戸辰男関係文書、目録番号 MO01020103800。形態は、B 4 わら半紙一枚、孔版。
- (16) 森戸辰男関係文書、目録番号 MO01020104000。形態は、B 4 わら半紙中折二枚、孔版、ホッチキスどめ。
- (17) 『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録(復刻版)』現代史料出版、二〇〇五年、二二一―二二頁。
- (18) 前掲注(17)、二九頁。
- (19) 森戸辰男関係文書、目録番号 MO01020103600。形態は、B 5 わら半紙一枚、活版。
- (20) 七月二七日、第三回委員会前掲注(17)、七七頁。
- (21) 前掲注(17)、一〇三頁。
- (22) 前掲注(17)、一〇六―七頁。
- (23) 前掲注(17)、一一七頁。
- (24) 古関彰一「解説」前掲注(17)、(9)頁。
- (25) 前掲注(17)、一一七―八頁。
- (26) 前掲注(17)、一四七頁。
- (27) 前掲注(17)、一二九頁。
- (28) 前掲注(17)、一七六―七頁。
- (29) 森戸辰男関係文書、目録番号 MO01020104100。形態は、B 5 わら半紙、冊子一一頁、活版。
- (30) 森戸辰男関係文書、目録番号 MO01020104400。形態は、B 5 わら半

- 紙一枚、活版。
- (31) 森戸辰男関係文書、目録番号MO01020101300、形態は、B5わら半紙、冊子一二頁、活版。
- (32) 森戸辰男関係文書、目録番号MO01020104500、形態は、B5わら半紙一枚、孔版。
- (33) 森戸辰男関係文書、目録番号MO01020102100、形態は、B5わら半紙一枚、孔版。
- (34) 広島大学所蔵森戸辰男関係文書 (MO01020100500)。形態は、B5日本社会党本部茶野紙一枚、黒ペン書。
- (35) (37) 森戸辰男関係文書、目録番号MO01020102300。形態は、B4わら半紙中折二〇枚、孔版、ホッチキスどめ。
- (36) 森戸辰男関係文書、目録番号MO01020100200。形態は、B5わら半紙、冊子三四頁、活版、ホッチキスどめ。また、一般に向けて印刷された、芦田均「憲法改正に関する報告書 昭和二年八月二四日衆議院本会議に於ける委員長報告」(森戸辰男関係文書、目録番号MO0102010460。形態は、A5、冊子二六頁、活版)も所収している。
- (38) 森戸辰男関係文書、目録番号MO01020102000、形態は、B5わら半紙、冊子七頁、活版。
- (39) 「憲法の二大特質などのメモ」広島大学文書館所蔵森戸辰男関係文書 (TA01021108010)。
- (40) 森戸辰男「新憲法と社会主義」憲法普及会編『新憲法講話』政界通信社、昭和二年九月、三三三頁。

(こいけ せいいち・広島大学文書館)